

(仮称) 函館市子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台） の特徴等について

(仮称) 函館市子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法ならびに次世代育成支援対策推進法に基づき、現行の函館市次世代育成支援後期行動計画（H22～H26）の後継として、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施するなかで、施策や事業を含め、内容の精査等を行っています。

その結果、計画素案（たたき台）に盛り込んだ個別事業は、新規の44事業や改善等を行った17事業を含め、合計284事業となっており、その内再掲事業は、90事業となっています。

また、本計画の主な特徴等としては、以下の事項が挙げられます。

1 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画ならびに次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の統合計画

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき新たに策定する子ども・子育て支援事業計画、ならびに、次世代育成支援対策推進法に基づき、本市においてもこれまで定めてきている次世代育成支援行動計画の二つの計画の統合計画となります。

なお、子ども・子育て支援事業計画には、地域の実情に応じて、幼児期における質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた量の見込みを踏まえ、提供体制の確保の内容やその実施時期等を定めることとなっております。

2 次世代育成支援行動計画における新たな視点

次世代育成支援対策の推進にあたっては、多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、切れ目のない支援を行うことが必要であると考えます。

したがって、本計画を策定するうえで、現行の計画の7つの視点に、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」を新たに加え、8つの視点とし、基本的にすべての施策・事業に取り入れることとしています。

3 次世代育成支援行動計画の理念の継承

本計画は、現行の計画の後継として位置づけており、「子どもたちが輝きひかりにあふれるまち はこだて」という基本理念をしっかりと受け継ぐなかで、きめ細かな施策展開のもと、市民総ぐるみによる子育て支援や子どもの健全育成に係る各種取組みを推進し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指していくこととしており、このことが、これまでも、そして、これからも時代を超えて普遍的に続いていくものであり、まさしく本計画の大きな特徴となります。

主な新規の個別事業は次のとおりとなっています。

(1) 子育て支援

子育て支援員が子育て家庭を訪問し、様々な悩みの傾聴や子どもとの遊び方の助言のほか、各種サービスに係る情報提供等を行う「子育て支援隊」や、子育てサロンの指導員が地域に出向き子育て支援活動を行う「まめっこサロン」や「青空サロン」のほか、自然の中での親子等のふれあいや交流はもとより、子育てへの父親の参加促進もねらいとする「ちびっこなかよし運動会」などが挙げられます。

また、託児機能を有し、親子によるふれあいや遊びのほか、子育てに関する情報交換等ができる「子育て世代活動支援プラザ」や、子どもをはじめ、広く市民から観光客までが様々な分野の情報等をバーチャル体験し、交流できる「はこだておもしろ館」の平成27年度中の開設を目指すほか、子育て支援サービス等に係る総合案内窓口として、保護者への情報提供や相談対応など、利用者支援を行う「子育て支援コンシェルジュ事業」の事業化を検討します。

さらに、出産後に育児不安等がある産婦を対象に、産科医療機関において一定期間、助産師等が母体と乳児のケアを行う「産後ケア事業」についても事業化を検討するとともに、今後、これら子どもに係わる施策推進の柱となる「(仮称) 函館市子ども条例」を制定し、平成28年度からの施行を目指します。

(2) 子どもの健全育成

小学校3・4年生の子どもたちに、様々な企業や団体等と協働して、擬似的に就労や消費活動等を体験させる「はこだてキッズタウン」や、子どもの悩み相談電話の対応および学校を巡回し児童・生徒等へのカウンセリングなどを行う相談員を配置する「いじめ等巡回相談員配置事業」などが挙げられます。

また、放課後の子どもの安全な居場所づくりを推進し、より効果的な展開を図るため、「児童館」、「放課後児童クラブ(学童保育所)」、「放課後子ども教室」のあり方を含め検討を進めるとともに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの居場所づくりを総合的に検討します。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を取り巻く環境が依然として厳しいなか、経済的支援策の充実が必要です。

本市としては、厳しい財政状況にはありますが、経済的不安が子育てに影響を及ぼすことがないように、各制度の拡充を図るとともに、新たな支援策について検討します。

個別事業としては、平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料の軽減」を実施するほか、「子ども医療費助成制度」の拡充についても検討します。

また、教育費の負担も大きいことから、各制度の継続はもとより、今後、本市の状況を勘案したうえで、支援のあり方についても検討します。